# 令和6年度 重要事項説明書(特定教育・保育施設用)

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

## 1. 施設運営主体

事	業	者	の	名	称	社会福祉法人 ふたば会
代	表	者	E	£	名	理事長 松下 洋子
法	人	の	所	在	地	磐田市西貝塚 3037 番地
法	人(	の電	話	番	号	0538 - 32 - 3975

## 2. 利用施設

施	設	の	種	類	保育所	保育所							
施	設	の	名	称	風の森保育	風の森保育園							
所		在		地	磐田市三位	ァ野 116	9 番地						
電	話		番	号	0538 - 86	-6000							
管	理	理者名			園長 榊原	京 和子	-						
-TIL 1		a /	<del>/</del> 바시 미	11. \	0 歳児	3号	12名	3 歳児	2号	30名			
不り /	利用定員(年齢別) 計150名				1歳児	3号	24名	4 歳児	2号	30名			
	Ē	T 1 0	0 石		2 歳児	3号	24名	5 歳児	2号	30名			
自	己評	価	の概	要	職員による保育内容等の自己評価を定期的に実施								
第	三者	評価	うの 櫻	そ 要	評価機関による事業評価を令和5年度受審済み								
職員	員への研	开修口	の実施や	犬況	職種・経験に基づき各自の仕事レベルを高めるために、すべての 職種に実施								
認	可	年	月	日	平成 27 年	4月1		·	·				

## 3. 保育の理念と方針

法	人	理	念	地域と共に伸びゆくふたば会
保	育	理	念	キリスト教の精神を基に、神様と人に愛されていることを実感する中で、 他者への信頼感や自己肯定感を育む
保	育	方	針	・一人ひとりの個性と人格をありのままに受けとめ、丁寧に関わります ・恵まれた自然の中で、豊かな感性と主体性を育む遊び環境を作ります ・家庭との連携を大切にし「共育て」を行います
න්ද්	ぎすう	Z ど ŧ	像	・明るく元気な子 ・のびのび表現できる子 ・思いやりのある子

## 4. 施設・設備等の概要

敷地	全 体	5154.38 m²					
	園 庭	1425 m²					
建物	構造	木造	木造				
	延べ面積	961.83 m²					
施設の内容	乳児室	1室	保育室	4室			
	ほふく室	1室	遊戯室	1室			
	調理室	1室	幼児用トイレ	3室			
	調乳室	1室	看護室	1室			
設備の種類	冷暖房、プール、	井戸水(外遊び)	用)				
その他	屋外遊戯場	1425 m²					

#### 5. 職員体制 令和6年4月1日現在

	職務の内容	常勤	非常勤
施設長	職員及び業務を一元的に管理し、園務をつかさどる	1人	
主任保育士	園長を補佐し園務の一部を担うとともに、園児全体	1人	
	の教育及び保育を行う		
保育士	保育計画に基づき園児の教育及び保育を行う	16 人	13 人
保育補助	保育の補助を行う		2人
栄 養 士	園児の栄養指導及び管理	1人	
調理員	季節感のある献立作り・食育の推進	1人	2人
看 護 師	園児・職員の健康管理と園内の環境衛生	1人	
事 務	会計経理事務等	1人	1人
用 務	給食配膳、清掃業務		2人

<sup>\*</sup> 当園では、「静岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

#### 6. 保育を提供する日

開	園	日	月曜日から土曜日
休	遠		日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日

#### 7. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

保育標準認定	保育時間	午前7時から午後6時
	延長保育時間	午後6時から午後7時
保育短時間認	保育時間	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分
定	延長保育時間	午前7時から午前8時30分、午後4時30分から午後7時

#### 8. 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成 29 年 3 月 31 日厚労告第 117 号)を踏まえ、以下の保育その他の便 宜の提供を行います。

- ① 特定教育・保育の提供・延長保育の提供を上記7に記載する時間において行います。
- ② 一時預かり保育をします。

## 9. 食事の提供方法等について

- ① 食事の提供方法
  - ・手作りおやつや行事食を大切にした自園調理をしています。
  - ・地産地消を推奨し、旬の食材を取り入れた献立にしています。
  - ・調味料、だしにこだわり、薄めの味付けと月齢に合わせた形態にしています。
- ② アレルギー等への対応
  - ・アレルギーやその他の事情により給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。 その際は、医師による「生活管理指導表」を提出していただき除去・代替食の検討後、提供いた します。(対応できない場合もありうることをご承知ください)
  - ・毎月、献立内容について面談を行います。(磐田市食物アレルギー対応マニュアル)
- ③ その他衛生管理等
  - ・集団給食施設届出を保健所へ提出しています。
  - ・大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理を行います。
  - ・日々の健康管理、確認及び検便検査の実施(毎月1回)による調理従事職員・保育士の健康管理 を徹底しています。
  - ・調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。
- ④ 食事の提供をする日
  - ・保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。
  - ・行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。
  - ・献立表は毎月のおたよりでお知らせします。(ホームページ公開)

- ・離乳食については、食品数が増す3回食頃より提供を開始します。お子さんの様子に合わせて、 家庭と連絡を取り合い進めていきます。
- ・乳幼児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食		
0 歳児					
1 歳児	9 時頃	11 時頃			
2 歳児			15 時頃		
3 歳児		11 時 30 分頃			
4 歳児		11 時 45 分頃			
5 歳児		12 時頃			

## 10. 利用料金

- ① 保育料
  - 0・1・2歳児の保育料(給食費含む)は、磐田市による指定口座より引き落とし
  - 3・4・5歳児の保育料は無償
- ② 給食費 3・4・5歳児のみ登録の指定口座より引き落とし(当月支払い) 引き落とし日は毎月20日とする(20日が祝祭日の場合は翌営業日)

月額		5, 600円
内訳	主食費(米・麺・パン)	420 円
	副食費(おかず・おやつ・牛乳・茶等)	5, 180円

- ※欠席・早退・弁当による減算、また土曜保育利用による加算はしません。
- ※並行し他施設を利用する場合は、別途取り決めをします。
- ※年収360万円未満相当世帯の子どもたちと、就学前児童から数えて第3子以降の子どもたち については副食費の費用が免除されます。(磐田市幼稚園保育園課作成の案内文より引用)

## 11. 利用に際し、留意していただくこと

欠席または 登園が遅れる場合	朝9時までに連絡登降園システム「コドモン」にてご連絡ください。 電話での欠席連絡をいただいた場合も「コドモン」への連絡入力を重ねて お願いします。 連絡のない場合は、保護者緊急連絡順にアプリでご連絡、もしくは電話を いたします。 原則として、勤務状況証明書に記載されている勤務時間終了後、速やかに
迎えが遅れる場合	迎えをお願いします。 緊急で迎えが遅れる時には、必ずコドモンでの連絡もしくは電話連絡をしてください。
毎朝の検温 体調の確認	お子様の体調を知るために、家庭での検温を必ずしてください。 登園前に、①機嫌の良し悪し②食欲の有無③発熱の有無④排便の状態⑤家 族の健康状態の良し悪し等、いつもの様子と異なっていないか確認してく ださい。 登園時に不調または高熱が疑われる場合は職員が検温をいたします。
発熱のある場合	熱が 37.5℃以上ある場合、登園を控えてください。 また、登園後に 38℃(乳児 37.5℃)を超えた場合、迎えの連絡をさせてい ただきます。速やかに迎えに来てください。
与薬について	医療行為にあたるため、原則として与薬は行いません。 ただし、どうしても必要な場合、医師の処方を受けた薬に限り当日1回分 のみお預かりし、担任が与薬します。 その場合、与薬依頼票に必要事項を記入してください。 また常用薬については、1ヶ月に一度受診し、新たな薬剤説明書を添付して ください。

#### 12. 利用の開始について

当園では、磐田市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

#### 13. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 市外に転出するとき
- ④ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 14. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

#### ①内科

_								
	医	療	機	関	の	名	称	富士見こどもクリニック
	医	院	長 名	又	は	医 師	名	袴田 晃央
	所			在			地	磐田市見付1番地
	電		•				話	0538 - 39 - 2235

#### ②歯科

医	療	7	幾	関	σ,	)	名	称	鹿の森デンタルクリニック
医	院	長	名	又	は	医	師	名	髙橋 敏克
所				在				地	磐田市明ヶ島 943 番地 5
電	•							話	0538 - 86 - 6463

## 15. 緊急時の対応方法

当園では保育安全計画を作成し、園内設備整備、または活動における訓練や研修を計画的に行い、子どもの安全確保に努めています。

保育中に容態の変化などがあった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、 嘱託医や主治医に連絡をとる等必要な措置を講じます。また、保護者と連絡がとれない場合は、 子どもの安全を最優先させ、当園が責任をもってしかるべき対処をします。

#### 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。		
避難訓練	火災・地震・津波を想定した避難訓練:月1回実施、引渡し訓練:年1回		
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	LPガス発電機
	ガス漏れ報知器	消火器・消火栓	IP無線機
防犯設備	アルソック	非常警報装置	防犯カメラ
避難場所	第一避難場所:園庭 第二避難場所:二子塚公園		
緊急時の連絡手段	電話、「コドモン」によるお知らせ		

## 16. 虐待の防止のための措置に関する事項

- ・職員に対して虐待防止研修実施
- ・職員に対して虐待防止マニュアルを作成し運用
- ・不適切な保育防止のため「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を実施
- ・市関係機関、または第三者委員に報告

#### 17. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	あいおいニッセイ同和損保	
保険の種類	ほいくのお守り(介護保険・社会福祉事業者総合保険)	
	(園児等傷害、主催行事参加、個人情報漏えい対応、什器・備品)	
保険金額	2,000,000,000 円	

\*上記以外 (独)日本スポーツ振興センター災害共済に加入しています。

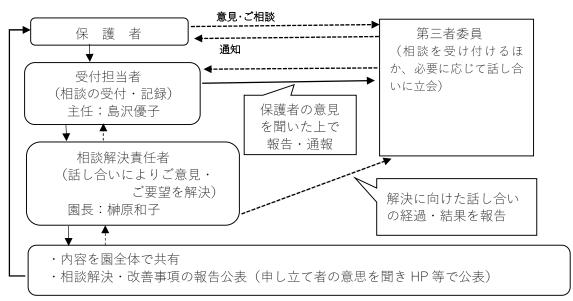
## 18. 保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	島沢 優子
解決責任者	榊原 和子
利用時間	午前9時 ~ 午後5時
連絡先	電話:0538-86-6000 FAX:0538-86-6001
第三者委員	2名
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。

保育について気になる点がありましたら、小さなことでも結構ですので園へお伝えください。 そして、保護者の方から寄せられたご意見やご要望には、下記のとおり、園全体で考え、取り組んでいきます。

- ご意見・ご要望内容の背景を精査し、職員に対する指導・教育をしてまいります。
- ② ご意見・ご要望は、第三者委員に報告し、必要に応じて立ち合いを依頼、またその結果をホームページにて公開してまいります。

#### 【 意見・要望の解決のための仕組み 】



## 【 利用しやすい保育園を目指して 】

相談窓口	相談内容	
幼稚園保育園課	入退園・就労・保育時間・保育料	
こども未来課	発達の相談・言葉の相談・育児の相談・健康の相談	
園長	入退園・家庭状況の変更・園運営・施設環境・職員に関すること	
主任保育士	家庭状況の変更・保育に関すること・職員に関すること・発達相談・ 育児相談・卒園後の相談	
担任保育士	健康・食事・睡眠・発達・言葉など育児と保育に関する相談	
民生委員	家庭の相談・経済面の相談・就労の相談	

- \*その他、磐田市では「妊娠出産に関するサポート」「ひとり親家庭へのサポート」「障害があるお子さまへのサポート」「健診・教室・講座」など、子育てに関する各種相談窓口があります。お困りの際は小さなことでもご相談ください。
- \*就労先・住居・家庭状況等が変わった場合は、磐田市への届けが必要です。速やかにご報告ください。

## 19. 当園におけるその他の留意事項

当園では、保護者会活動を行っています。

#### 20. 個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報保護に関する基本方針として、「個人情報使用同意書」に内容を掲げています。職員においても、個人情報保護規程に準じた罰則を設けています。

## 21. 社会福祉法人ふたば会 風の森保育園の個人情報の取り扱い方針について

本園は園児(在園児・未入園児)と卒園児、またその保護者の方から提供された情報、および施設および職員が知り得た情報は、以下の利用目的以外で使用することは致しません。

(本法人「個人情報保護規定 第2章 個人情報の利用目的の特定等」に明示しております。)

## 1. 個人情報の利用目的について

本園では、皆様からご提供いただく下記書類の個人情報は、下記一覧表記載の主たる利用目的の通りに利用するほか、同様の情報管理が保たれている機関(行政機関、医療機関、教育機関、福祉機関など)との連携や本園内の保育研究活動、広報活動、管理運営上の正当な目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

- □ 個人情報の 主な利用目的
  - ・ 入園申込み、退園願、保育料の徴収に関する情報の管理
  - · 園児名簿作成(生年月日、住所、電話、緊急連絡先)
  - ・ 家庭状況や面談の記録 ・ 出席簿の記録
  - ・ 成長発達・発育の記録 ・ 午睡の記録
  - 健康診断や身体測定の結果の記録
  - ・ 延長保育の申込み等の控えの作成
  - 保育用品代、絵本代、給食費、延長保育料等の徴収管理
  - · 保育活動の園内掲示写真、祝会等 DVD 掲載のための写真撮影
  - · 保護者会役員名簿作成
  - ・ 社会福祉法人ふたば会のパンフレットへの写真、ホームページ他への写真および園紹 介動画の使用

#### 2. 個人情報の提供について

本園では、皆様からご提供いただいた個人情報を利用目的の達成に必要な範囲で個人のデータを外部に委託するなど法令等で認められている正当な理由及び必要性(※2)がある場合を除き、第三者に提供いたしません。

※2…虐待等の違法性の高い場合や、保育園運営上緊急且つ著しい問題や違法性の疑われる問題がある場合

- □ 他の関係機関、事業者への情報提供を伴う事例
  - ・ 磐田市 (こども部幼稚園保育園課・こども未来課・教育委員会等)
  - 健診検査の実施機関(嘱託医・他医療機関等)
  - 弁護士及び保険会社等損害賠償などにかかわる相談先
  - ・ 就学または発達支援にかかる関係機関(小学校、発達支援センター等))

#### 保護者の皆様へ

社会福祉法人ふたば会では、本園をご利用いただいているご本人、ご家族から知り得た情報の保護を図るため、職員一同、本法人「個人情報保護規定」を遵守しております。保護者の皆様も保育園で知り得た個人情報(※1)をみだりに外部に漏らさぬようご協力お願いいたします。

尚、SNS による個人情報流出防止のため、園内での写真撮影を制限させていただいております。ご理解ください。

※1「個人情報」とは…生存する個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名や生年月日等によって特定の個人を識別できる情報をいいます。

## 22. 別表

## 1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額	口座引き落としの時期
おむつ処理代	業者処理に係る費用	月額 300 円	当月
体操服・上靴代	3 歳以上児の体操服 上靴	約 5,000 円 (上下 1 セット) 2,330 円	翌月
帽子代	クラスカラーの帽子	930 円	翌月
個人の保育用品	3歳以上児が個人で使用 するため	進級、入園時 約 5,000~10,000 円	翌月
絵本	年齢に合った絵本を保育 活動で使用するため	月額 約 500 円	5月・10月

※上記代金は20日にコドモン登録指定口座より自動引き落としさせていただきます。 (20日が祝祭日の場合は翌営業日)

※おむつ処理代は当月引き落とし、用品代は納品月の翌月引き落とし、絵本代は5月と10月 に引き落としとなります。

## 2. 延長保育に係る利用者負担

	延長保育利用時間		延長保育料
保育標準時間	午後 6 時 00 分以降	午後6時30分未満	250 円
	午後 6 時 30 分以降	午後7時00分未満	500 円
	午前7時00分以降	午前8時30分未満	250 円
保育短時間	午後 4 時 30 分以降	午後6時00分未満	250 円
	午後 6 時 00 分以降	午後6時30分未満	500 円
	午後 6 時 30 分以降	午後7時00分未満	750 円

※利用した分の延長保育料は、次月 20 日登録指定口座より自動引き落としさせていただきます (20 日が祝祭日の場合は翌営業日)

※利用時間及び料金は、「コドモン」の保護者アプリ内「請求管理」をご確認ください。

## 重要事項説明書についての同意書

当園における保育の提供を開始するにあたり、「保育のしおり」に基づき重要事項の説明 を行いました。

施設名 社会福祉法人ふたば会 風の森保育園

説明者 園長 榊原 和子

私は、風の森保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所

保護者氏名

児童から見た続柄

(父・母など)

児童氏名

児童氏名

児童氏名